

**【重要】このソフトウェアをご使用する前にお読みください。**

本ライセンス契約は、お客様（以下「エンドユーザ」といいます）と株式会社たけびし（以下「たけびし」といいます）との間の契約書です。同封の本ソフトウェアを使用することにより、エンドユーザは以下の事項を受け入れたこととなります。本ライセンス契約において、「本ソフトウェア」という用語は、本ライセンス契約が同封されているCD-ROMもしくはディスク媒体に上乗せされているソフトウェア、または、たけびしの管理するインターネット上のサーバからダウンロードされたソフトウェアを意味します。本ソフトウェアには、たけびし以外の者によって提供または供与されている別途ライセンスの対象となるソフトウェアは含まれません。また、本ライセンス契約は本ソフトウェアについて何らの権利を付与するものではありません。エンドユーザがここに記載される事項に同意しない場合には、本ソフトウェアが記録されているすべての記録媒体から、本ソフトウェアを消去し、CD-ROMもしくはディスク媒体が含まれているソフトウェアパッケージおよび本ソフトウェアのその他のコンポーネントを破壊するか、または開封せずにそのまま購入場所まで返却しなければなりません。

**第1章 「OPC Spider」****定義：**

本ライセンス契約において、「本ソフトウェア」とは、本契約書のライセンス指定欄に貼付または記載される「OPC Spider」、および「オプションパッケージ」（「アダプタ」）その他のソフトウェアである。なお、ソフトウェアサポートサービス契約に基づくサポートサービスの対象は、本章における「本ソフトウェア」に限定されるものとします。

**権利の帰属：**

本ソフトウェアおよび付属書類に関する知的財産権は、たけびしまたはそのライセンサーに帰属するものであり、また、その内容は日本の著作権法、商標法、特許法および不正競争防止法、ならびに国際条約の諸規定によって保護されています。本ソフトウェアおよびその一切の複製、修正、翻訳等がなされた部分の法的な所有権、ならびに著作権およびその他の一切の知的財産権は、たけびしまたはそのライセンサーに帰属します。

**ライセンスの許諾：**

たけびしは、エンドユーザに対して、本ライセンス契約の条項に基づいて本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能のライセンスを有償で許諾します。本ソフトウェアを一時的にメモリアにロードしたり、永続的にメモリアにインストールしたりする場合、エンドユーザは本ソフトウェアをコンピュータ上で利用したものみなされます。エンドユーザがたけびしからの書面による許可を事前に得ることなしに、本ライセンスを譲渡または転載することはできません。また、無許可で行われた譲渡または転載は無効とみなされます。

**ライセンスの性質：**

本ライセンス契約に基づく権利は、エンドユーザ（個人事業者または法人のいずれであるかに拘わりません）自身に帰属し、そして、エンドユーザ自身のみが行使しうるものです。そのため、エンドユーザは、本ライセンス契約に基づく権利を第三者に譲渡または転載してはならず、また、エンドユーザのための本ライセンス契約に基づく権利を行使してはなりません。

**コンピュータ指定のライセンス：**

エンドユーザが使用することを許諾されたOPC Spider は（これらの基本ライセンスにノードです）、エンドユーザが所有または賃借を受けている（スタンドアロン、ネットワーク接続のいずれであるかに拘わりません）コンピュータ上で1つのJava仮想マシン上で使用することができます。エンドユーザは、OPC Spider をネットワーク上から使用する場合も含め、一日1台のコンピュータで実行しただけの場合、別のコンピュータ上で実行することはできません。OPC Spiderが特定の1台のコンピュータ上で使用されている場合、エンドユーザは、追加のライセンスを購入して他のコンピュータ上でOPC Spiderを使用することはできません。仮想化環境の複数のゲストOSでOPC Spiderを使用する場合、ゲストOS数の基本ライセンスを購入しなければなりません。エンドユーザが使用することを許諾されたOPC Spider開発用クライアントは、OPC Spiderの1ライセンスにつき、2台のコンピュータ（搭載されているCPU数は問いません）において使用することができます（基本ライセンスとして、OPC Spiderの1ライセンスにつき、OPC Spider開発用クライアントの2ライセンスが提供されます）。OPC Spider開発用クライアントが特定の2台のコンピュータ上で使用されている場合、エンドユーザは、追加のライセンスを購入せずに、他のコンピュータ上でOPC Spider開発用クライアントを使用することはできません。また、他のコンピュータ上でOPC Spider開発用クライアントの使用を希望する場合には、追加のライセンスを購入しなければなりません。なお、OPC Spider開発用クライアントは、エンドユーザが使用することを許諾されている複数のOPC Spiderに接続することができます。アダプタを使用するためには、サーバ用の特定の1台のコンピュータ（搭載されているCPU数および接続するアダプタ先の数は問いません）につき、アダプタの種類毎に1ライセンスを購入しなければなりません。OPC Spiderをホットバックアップ（常時接続可能な状態で格納している場合を指します。但し、通常使用されるOPC Spiderに障害が発生した場合に限りライセンスが出来ます）として本ソフトウェアの使用を希望する場合、通常使用する同一の構成のライセンスを購入しなければなりません。OPC Spiderの開発用ライセンスを本番用ライセンスとして使用することはできません。また、エンドユーザは、ASP事業、システムインテグレーション事業、もしくはこれらに類似する事業を目的として本ソフトウェアの全部または一部を使用し、また第三者に使用させてはならず、また、その他商目的で本ソフトウェアの全部または一部を第三者に使用させることはできません。但し、エンドユーザおよび第三者のシステムに必要とされるライセンスをエンドユーザおよび第三者が購入する場合に限り、システムインテグレーション事業を目的とした使用ができます。

**ライセンスされる本ソフトウェアの複製：**

エンドユーザは、「コンピュータ指定のライセンス」の箇所において使用が許諾されている範囲の目的において、本ソフトウェアの複製物を作成することができます。また、エンドユーザは、本ソフトウェアが保存されているメディアのバックアップのために、本ソフトウェアの複製物1部を作成することができます。本ソフトウェアの複製物には全て、たけびしの著作権表示およびその他の法的な表示を含めなくてはなりません。

**サポート：**

エンドユーザは、別途ソフトウェアサポートサービス料を支払うことにより、本ソフトウェアの付属書類またはたけびしのWebサイトに記載されたソフトウェアサポートサービスを受けることができます。

**期間：**

本ライセンス契約は、本ソフトウェアを使用した日から有効となり、解除されるまで有効です。エンドユーザは、本ソフトウェア、付属書類、およびそれらのすべての複製物を破壊することにより、いつでも本ライセンス契約を解除できます。但し、一旦使用された本ソフトウェアに対してエンドユーザからたけびしに支払われたライセンス料に関しては、たけびしはエンドユーザに対して、下記「限定的保証」に指定されている条件を満たす場合を除き、いかなる場合においても払い戻しいたしません。

**無許可の使用：**

エンドユーザは、本ライセンス契約で明示的に許可されている場合を除き、たけびしからの書面による明示的な許可を事前に得ることなく、本ソフトウェアまたはその付属書類を電子的手段またはその他の手段で複製、複製、修正、改変または転送することはできません。また、エンドユーザは、本ソフトウェアを翻訳、リバースエンジニアリング、ディスタセンブリング、逆コンパイル、およびリバースエンジニアリングすることもできません。

**JAVAサポートについての注意：**

本ソフトウェアおよび付属書類に、Javaが開発されたプログラムのサポートが含まれていることがあります。Javaテクノロジーは、不具合に対して自動的に対応できる機能または性質を持つものではなく、万一不具合があった場合に、死亡、人身傷害、もしくは重大な物損または環境破壊を直接もたらす可能性がある、原子力発電所の操業、航空機の航行、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器設置管理、危険な環境（危険性の高い活動）におけるオンライン制御装置として設計、製造されたものではなく、それらのために、使用、または販売されるものではありません。

**第三者のソフトウェア：**

たけびしは、本ソフトウェアと共に、第三者のソフトウェア製品（以下「第三者ソフトウェア」といいます）を提供する場合があります。第三者のソフトウェアについて別のライセンス規定に従って取り扱われるべき旨の記載が、本ソフトウェア付属のマニュアル等に記載されている場合には、本ライセンス契約の規定にかかわらず、第三者ソフトウェアについてはその別のライセンス規定に従って取り扱われるものとし、エンドユーザはそれらを確認し、承諾するものとします。また、たけびしによるサポートおよび保証については以下の規定が適用されるものとします。

**サポートサービス：**

第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントは、何らの保証もない現状有姿のまま提供されるものとします。たけびしおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアに関する操作手法、瑕疵その他に関して、サポートを提供するものではありません。

## 無保証:

第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントは、何らの保証も無い現状有姿のままで提供されるものですので、たけびしおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアに関しての商品性、および特定の目的に対する適合性の保証を、明示であると黙示であるを問わず、一切致しません。第三者ソフトウェアおよびそれに関するドキュメントの使用または機能から生じるすべての損害は、エンドユーザが負担しなければなりません。

## 免責:

いかなる場合においてもたけびしおよびその関係会社は、第三者ソフトウェアの使用または使用不能から生じる直接または間接の損害（逸失利益の喪失、事業の中断、事業情報の損失、またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されるものではありません）に関して一切責任を負いません。たとえ、たけびしおよびその関係会社がこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様です。

## 輸出規制:

本ソフトウェアの輸出に関して外国為替および外国貿易法その他の輸出関連法規が適用となる場合には、エンドユーザは、それらに従うものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様です。

## 限定的保証:

- (a) たけびしは、エンドユーザに対して以下を保証します。
- (i) 本ソフトウェア（第三者ソフトウェアを含みます）がほぼ付属書類通りに作動すること。
- (ii) 本ソフトウェアがCD-ROMもしくはディスク媒体で配布される場合にはメディアに適切に記録されていること。
- (iii) 本限定的保証（以下「限定的保証」といいます）は、購入の日から90日間有効です。たけびしは、本ソフトウェアと共に提供される第三者ソフトウェアについては保証いたしません。また、その第三者ソフトウェアについての権利またはライセンスによる保証をエンドユーザに移行することに合意します。
- (iv) 限定的保証は、本ライセンス契約の条項や本ソフトウェアおよび付属書類上の指示に従わずに改変、損傷、乱用、誤用または使用された本ソフトウェアには適用されません。
- (v) 限定的保証に基づくたけびしの責任およびエンドユーザに対する唯一の救済は、本ソフトウェアの修復もしくは交換、または、本ソフトウェアの購入価格の返還に限定されます。たけびしは、本ソフトウェアがエンドユーザの保管する録音資料のコピー（写し）を添えて、保証期間内にたけびしに返送されない限り、限定的保証に基づく責任を負いません。本ソフトウェアの交換されたものについては、当初の保証期間の残存期間または30日間のうち、いずれか長い期間にわたって適用されものとします。
- (vi) 限定的保証は、明示であるとして黙示であるを問わず、商品性、特定の目的への適合性、および第三者の権利侵害についての保証、または本ライセンス契約中に明記されていないその他一切の保証（商慣行や取引過程で発生する保証を含むがこれらに限定されません）に代わるとともに、それらを排除することとなります。
- (vii) エンドユーザがユーザ登録を怠った場合、もしくは配布されたパッケージ修正版またはアップグレード版をインストールしていないか、インストール方法が不適切であった場合、たけびしは本ソフトウェアに対するいかなる保証も行おうことができず、エンドユーザは本ソフトウェアの実行とその結果に一切の責任を負うこととなります。

## 解除:

エンドユーザが本ライセンス契約に違反した場合、本ソフトウェアのライセンス料の支払いを怠った場合または下記の反社会的勢力に該当することが判明した場合は、たけびしは事前の催告なしにいつでも本ライセンス契約を解除することができます。この場合、エンドユーザは本ソフトウェアを一切使用することはできません。また、エンドユーザはたけびしの指示に従い、自らの負担で直ちに本ソフトウェア、付属書類、およびそれらすべての複製物を返却、破壊または消滅し、その旨を証する文書を書き添えて提出するもの、たけびしの指示に従った措置を採らなければならないものとします。なお、反社会的勢力に該当することを理由として本ライセンス契約が解除され、たけびしに損害が発生した場合、エンドユーザは全ての損害について賠償責任を負うものとします。

### 反社会的勢力:

「反社会的勢力」とは、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であって、

以下の(i)または(ii)に該当する集団または個人をいいます。

- (i) 暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総合屋、社会運動標榜ほろ、政治活動標榜ほろ、

または特殊犯罪集団、その他これらに準ずる反社会的な集団または個人等（以下「暴力団員等」といいます）

(ii) 暴力的な要求行為、または、法的な要求を超えた不当な要求行為を行う集団または個人

## 責任の制限:

いかなる場合においても、本ソフトウェアに関するたけびしの責任は、本ソフトウェアに対してエンドユーザが実際に支払ったライセンス料の範囲に限定されます。限定的保証で規定される条件での購入価格の返還を除き、たけびしまたはその関係会社は、いかなる場合においても、本ソフトウェアの使用または使用不能に關連して生じた直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害、結果的損害、および業務上の利益の喪失、業務の中断による損失、業務情報の喪失、またはその他の一切の損害について、たとえそれらの発生の可能性が知らされていた場合であっても、一切の責任を負いません。

## 準拠法および裁判管轄:

本ライセンス契約は日本国法とします。本ライセンス契約に関連して発生する訴訟については、すべて京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。本ライセンス契約の一部が効力とされない場合でも、本ライセンス契約の残りの部分は拘束力を持ちます。

## 第2章 「JDBC Proxy Server」

### 定義:

本章において、「ソフトウェア」とは、「OPC Spider」に付随する場合のあるソフトウェアである「JDBC Proxy Server」のことをいいます。

### 準用:

第1章における、「ライセンスの許諾」、「コンピュータのライセンス」、「サポート」以外の規定については、本ソフトウェアについても準用するものとします。

### ライセンスの許諾:

OPC SpiderがWindows以外のオペレーティングシステムが組み込まれたコンピュータにインストールされる場合において、エンドユーザが次の(a)、(b)および(c)の事項を遵守するに限り、たけびしは、エンドユーザに対して、本ライセンス契約の条項に基づいて本ソフトウェアを使用する非独占かつ譲渡不能のライセンスを許諾します。本ソフトウェアを一時的にメモリにロードしたり、永続的にメモリにインストールしたりする場合、エンドユーザは本ソフトウェアをコンピュータ上で使用したものとみなされます。エンドユーザはたけびしからの書面による許可を事前に得ることなしに、本ライセンスを譲渡または転載することはできません。また、無許可で行われた譲渡または転載は無効とみなされます。

- (a) 第1章における「ライセンスの許諾」の規定に基づいてOPC Spiderを使用していること。
- (b) Windowsもしくはそれ以外のオペレーティングシステムが組み込まれているコンピュータ上のOPC Spiderと、Windowsがオペレーティングシステムとして組み込まれている他のコンピュータ上のOPCデータベースを接続することを目的としていること。
- (c) OPC Spiderがインストールされているコンピュータ、またはOPC Spiderがインストールされているコンピュータ以外のコンピュータ（OPC Spiderと接続されているコンピュータに限る）にのみ本ソフトウェアをインストールするものとし、その他のコンピュータにはインストールしないこと。
- コンピュータ指定のライセンス:
- エンドユーザが使用するこのを許諾された「JDBC Proxy Server」本ソフトウェア1部は、エンドユーザが所有または貸与を受けている（スタンドアロン、ネットワーク接続のいずれか）に拘りません。特定の1台のコンピュータ上で1つのJava仮想マシン上でのみ実行することができます。エンドユーザは本ソフトウェアをネットワーク上から使用する場合も含め、複数のコンピュータ上で実行することができます。エンドユーザは、本ソフトウェアに対するアクセスをOPC Spiderをインストールした指定の1台のコンピュータからしか行うことができます。本ソフトウェアが特定の1台のコンピュータ上で使用されている場合、エンドユーザは、追加のライセンスを購入せずに、他のコンピュータ上で本ソフトウェアを使用することができます。また、エンドユーザは、ASP事業、システムインテグレーション事業、もしくはこれらに類似する事業を目的として本ソフトウェアの全部または一部を使用し、また第三者に使用させてはならず、また、その他商用目的で本ソフトウェアの全部または一部を第三者に使用することはできません。但し、エンドユーザおよび第三者のシステムに必要とされるライセンスをエンドユーザおよび第三者が購入する場合に限り、システムインテグレーション事業を目的とした使用ができます。

エンドユーザが本ライセンス契約について質問がある場合、または、エンドユーザがなんらかの理由によりたけびしに連絡をとる場合には、下記までご連絡ください。

株式会社たけびし 〒615-8501 京都市右京区西京極豆田町 2-9

Copyright TAKEBISHI CORPORATION All rights reserved.

本ソフトウェアは日本国の特許法と著作権法をはじめとした法律および国際条約により、日本およびその他の地域で保護されるものです。たけびし、たけびしロゴ、TAKEBISHI、TAKEBISHI logo、OPC Spider、OPCSパイダー、OPC Spiderマークは株式会社たけびしの登録商標または商標です。